

日本国厚生労働省と中華人民共和国国家衛生健康委員会との 衛生及び医学科学に関する協力覚書

日本国厚生労働省及び中華人民共和国国家衛生健康委員会（以下「双方」という。）は、両国の衛生及び医学科学分野における協力の発展について、友好的な協議を通じて、以下の諸点について一致した。

一．目標

双方は、平等互惠の基礎のもと、それぞれの国内法令の許す範囲において、利用可能な条件に基づき、双方の衛生及び医学科学分野における交流及び協力を促進し、拡大する。

双方は、両国の医療機関及び研究機関等の非政府組織及び機構が上述の分野における協力を展開することを支持する。

二．協力分野

本協力覚書（以下、「本覚書」という。）における協力活動は、それぞれの国内法令に従い、以下の分野を含むことができるが、これらに限定されない。

1. 公衆衛生政策（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジに関する政策等を含む。）
2. 感染症対策（新興及び再興の感染症、鳥インフルエンザにおけるヒト感染、新型インフルエンザ並びに性感染症等を含む。）
3. 人口高齢化への対応（高齢者医療・介護等を含む。）
4. 非感染性疾患対策（循環器病、がん等を含む。）
5. 病院管理
6. 伝統医療
7. 人材開発
8. 薬剤耐性対策
9. 衛生応急管理及び処置
10. 患者の安全及び血液の安全管理
11. 小児医療及び母子保健対策などの少子化対策
12. 双方が関心を持つその他の分野

三．協力の方式

本覚書の「二」で述べた分野の協力は、以下の方式で行われる。

1. 衛生及び医学科学分野における情報交換
2. 一方が開催する専門会議における、専門家の相互招聘
3. 両国の医療機関の間の直接の交流及び協力
4. シンポジウムの共催

5. 共同研究の実施
6. 医療従事者等の研修

四. 実施

1. 本覚書の「二」で述べた分野の協力の具体的な実施内容は、双方が提案し、確認する。
2. 本覚書に基づいて定められたプロジェクト、プログラム及び活動は、その実施過程において、具体的かつ明確な実施に関する事項（特に、範囲、活動内容、役割、資金調達の方法、スケジュール及びその他の関連事項。）を取り決めたいで行う。
3. 双方が他の機関との協力を望む場合、衛生及び医学科学に関わる分野における協力を促進させることができる。協力は、両国の公共、民間及び学術機関、中央及び地方政府の個人並びに機関、並びに双方が提出し、共同で確認したその他の関係者を関与させることができる。

五. 相違の解決

双方は、本覚書に基づく意見の相違がある場合、双方で決定した協議方式によって、これらを友好的に解決する。

六. 開始、期間及び終了

本覚書は、署名の日から開始し、協力期間は5年とする。本覚書を終了させる場合、いずれか一方が、協力期間が終了する6か月前までに、書面により本覚書の下での協力を終了させることを通知することとする。一方が他方に書面で通知しない限り、自動的に更に5年間更新される。

本覚書は、2023年12月3日に署名された。それぞれ2通から成り、いずれも日本語及び中国語により作成された。

日本国
厚生労働省代表

中華人民共和国
国家卫生健康委員会代表